

# 美瑛町地域公共交通計画策定委託業務 仕様書

## 1 業務名

美瑛町地域公共交通計画策定委託業務

## 2 業務の目的

本町の公共交通に関しては、スクールバス車両の老朽化や運転手の確保、公共交通機関の路線維持、高齢化による移動手段の確保等の様々な課題を抱えており、それらの解決を目指し、まずは現状の把握と整理を行い、将来的なデマンド交通整備等のビジョンを示す地域公共交通計画の策定を行う。

公共交通計画では福祉、商工、観光など様々な分野を横断した検討が必要であり、協議会の運営を通して、先進事例等を示しながら、短期間で効果的に各関係機関との調整や調査・情報収集を行い、策定を進める。あわせて、現状の把握と整理においては人流ビックデータ等を用いた分析を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務概要

業務の概要は、以下の通りとする

- (1) 計画準備
- (2) 現状診断
- (3) 課題の抽出
- (4) 地域交通が目指す姿と実現に向けた施策、目標値の設定
- (5) 計画のとりまとめ
- (6) パブリックコメント実施の支援
- (7) 法定協議会（美瑛町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という）の運営支援
- (8) その他、協議会と受託者の双方が必要と認める事項

## 5 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の実施にかかる計画書及び工程管理計画を作成すること。

### (2) 現状診断

地域公共交通計画の作成のために、都市構造や地域交通の現状と課題、将来の見通しを可視化し、地域交通の現状診断を実施すること。また、それらの分析に際しては、人流データなどといったビックデータや、公共交通に関するオープンデータを活用し、町民や観光客（外国人を含む）の移動交通手段、移動動向、混雑期とその時間帯、滞在時間など、現状の町内の移動に関する基礎的なデータを収集し、分析すること。人流データはマルチキャリアのスマートフォンから収集した位置情報データを活用すること。あわせて、町民のニーズを把握する手法としては、アンケート等（web・郵送等の手法は問わない）を実施

すること。最後に、それらの情報を用いた分析をとりまとめること。

(3) 課題の抽出

本町の各種行政計画や上記(2)によるデータの分析、関係者への聞き取りを通じて、本町が抱える交通に関する課題を抽出すること。

(4) 地域交通が目指す姿と実現に向けた施策、目標値の設定

上記(2)(3)を踏まえて、本町の地域交通の目指すべき姿を設定するとともに、課題解決のための具体的な施策を提案すること。また、当該施策の実施にあたって基本的には国等の補助金の活用を前提とすること。加えて、目標となる指標(KPI)を設定すること。

(5) 計画のとりまとめ

上記を踏まえて「美瑛町地域公共交通計画」(案)を作成すること。

(6) パブリックコメント実施の支援

「美瑛町地域公共交通計画」(案)については、パブリックコメントを実施するため、協議会と協議の上、実施に当たっての資料作成、寄せられた意見の整理、対応方針案の検討を行い、計画への反映を行う。

(7) 法定協議会(美瑛町地域公共交通活性化協議会)の運営支援

計画作成に必要な会議等において、会議資料の作成、出席・説明、議事録作成等事務局の運営を支援すること。協議会の開催は年4回、その他関係者・庁内会議を複数回実施する想定。

(8) その他、協議会と受託者の双方が必要と認める事項

## 5 成果品

(1) 本業務の成果をとりまとめた報告書

(2) 美瑛町地域公共交通計画(案)

(3) 打合せ記録等

(4) その他(上記に係る各種電子データを含む)

## 6 その他

(1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、協議会と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、協議会の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。

(3) 著作権をはじめとする本業務の成果品における一切の権利は協議会に帰属すること。

(4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに協議会が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議会と受託者が別途協議する。